

実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に 関する当面の取扱い」の見直しに関する検討

1. 実務対応報告第 26 号の公表の経緯及び概要

- 我が国では、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。
- しかしながら、昨年秋の**金融市場における混乱**を背景に、国際会計基準審議会（IASB）が、平成 20 年 10 月 13 日に国際会計基準（IAS）第 39 号「金融商品：認識及び測定」と国際財務報告基準（IFRS）第 7 号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」（以下「改正 IAS」という。）を公表した¹。
- **改正 IAS の公表に伴い、債券の保有目的区分の変更に関する意見が寄せられ、この中には、我が国においても早急に対応すべきという意見が多いことから、ASBJ では、当面必要と考えられる取扱い**として、稀な場合での保有目的区分の変更の取扱いを示すこととした。具体的な変更の取扱いは、「2. 実務対応報告第 26 号での保有目的区分間の振替」を参照のこと。
 - ⇒ 論点整理や公開草案に対するコメントにおいては、最近の金融市場における混乱や、国際的な会計基準の動向に鑑み、当面の取扱いについて概ね賛成する意見が複数寄せられたが、判断の恣意性や利益の操作性への懸念から反対する意見も寄せられている。
 - ⇒ 最終の実務対応報告の議決に際しては、経済環境の変化に応じて緊急避難的に会計基準を変更することは、会計基準設定主体への信頼性を著しく損なうおそれがあること、このような見直し方や遡及適用を認めることは経営者のモラルハザードを招きかねないことなどの理由により、2 名の委員が反対している。
- 実務対応報告第 26 号は、当面の取扱いとして適用期限（平成 22 年 3 月 31 日まで）が定められている。
- なお、実際の適用事例には、規模の大きなものも含まれるが、件数は少数にとどまっている（審議事項（２）－４参照）。

¹ 改正 IAS は、米国会計基準に定める金融資産の保有目的区分の変更の要件との相違に取り組むよう要請を受け公表されたものであり、稀な状況において、トレーディング目的の分類から他の分類に振り替えることができるようにし、また、売却可能に分類された貸付金及び債権を、一定の場合において、振り替えることができることとした。

2. 実務対応報告第26号での保有目的区分間の振替

振替後 振替前	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的 有価証券	(改正前) 一定の場合、可 (改正後) 上記の一定の場合に加え、稀な場合(*1)に、保有目的区分を変更(*2)したときは、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上する(*3)	(改正前) 不可 (改正後) 稀な場合(*1)に、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更(*2)したときには、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上する(*3)
その他有価 証券	/	(改正前) 不可 (改正後) 稀な場合(*1)に、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替える(*3)

(*1)想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合を指す。

(*2)企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにすることを前提とする。

(*3)保有目的区分の変更に関し、追加情報として、一定の注記を行う。

3. 実務対応報告第26号の見直しの必要性

実務対応報告第26号は、当面の取扱いとして適用期限が定められており、その後の取扱いは改めて検討することとされている。

適用時期等

18. 本実務対応報告は、当面の間、認められることとされた会計処理であることから、本実務対応報告公表日から平成22年3月31日までの適用とする。その後の保有目的区分の変更の取扱いについては、改めて検討することとする。

- 適用期限は、当面の取扱いが最近の金融市場における混乱を背景として、緊急かつ例外的に審議の迅速化を図り、通常のコメント募集期間を短縮して対応を図ったことを配慮して設定された。
- 適用期限が平成22年3月31日とされたのは、当時のプロジェクト計画表（平成20年9月19日に更新されたもの）において、平成21年1月から3月の間に、現行の金融商品会計基準の見直しに関する論点整理を公表する予定とされていたことによる（実務対応報告第26号脚注4）。
- 実務対応報告第26号の見直しに際しては、以下が検討の要素となり得る。
 - (1) 平成21年5月29日に公表された「金融商品会計の見直しに関する論点整理」に対するコメント
 - (2) 関連するIASBの動向（IFRS第9号「金融商品」）
 - (3) 実務対応報告第26号の適用事例

4. 「金融商品会計の見直しに関する論点整理」に対するコメント

論点整理では以下のような形で意見を求めている。

今後の方向性**（実務対応報告第26号を継続するか）**

81. 我が国における実務対応報告第26号は、第77項にあるように当面の取扱いとされている。これを継続的な取扱いとすべきかについて、今後検討するが、測定区分の見直し（第55項及び第64項参照）の動向に影響を受ける可能性がある。また、検討に当たっては、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義（第55項参照）と恣意性の排除（第76項参照）のバランスを考える必要があり¹⁹、ヘッジ会計の見直し（第201項参照）にも関連する。

（その他有価証券から満期保有目的の債券への振替について）

82. その他有価証券から満期保有目的の債券へ保有目的区分を変更することについて、従来は認められなかったものの、実務対応報告第26号により、稀な場合において可能となった。しかし、国際財務報告基準や米国会計基準においては、従来から、満期保有投資の要件を満たす場合には、売却可能から満期保有投資へ振り替えることが認められている。実務対応報告第26号では、稀な場合以外の取扱いについては、金融商品会計基準を見直していく中での検討課題とされている。

83. 国際財務報告基準と同様に、我が国の会計基準においても、満期まで保有する意思又は能力の変更により、満期保有目的の債券の要件を満たすこととなった場合に保有目的区分を変更することとなれば、取得時に分類を行い取得後の振替は認められない（金融商品実務指針 82 項）という現行の考え方からの大きな変更となる。この点については、既に満期まで保有する能力が備わっている場合、経営者の意図のみで保有目的区分の変更が可能であれば恣意性の懸念があるという意見に対し、意思や能力の変化を反映することの方が実態を示すとの意見や、基本的に損益計算への影響は同じであることを考えると恣意性の懸念には至らないのではないかという意見がある。これらの意見を踏まえ、また、国際的な会計基準における測定区分の見直しの動向も考慮して、引き続き検討することが適当と考えられる。

論点整理 脚注 19 すなわち、今後の検討にあたっては、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」にいう意思決定との関連性と信頼性のトレードオフを考慮する必要があると考える。すなわち、企業の保有目的（経営者の保有意図）を考慮した測定区分は意思決定目的に関連する情報であると考えられるが、一方で、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することから、現行では、一定の水準で信頼できる情報であることを重視しているものと考えられる。

なお、討議資料では、意思決定有用性（会計情報は、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であること）は、この意思決定との関連性と信頼性の２つの下位の特性により支えられており、さらに、内的整合性と比較可能性が、それら３者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能しているとされている。また、討議資料では、会計基準の設定にあたり、どの特性をどれほど重視するのかは、与えられた環境条件の下で、財務報告の目的に照らして個々に判断されなければならないとされている。

コメント提出者への質問

〔論点 2-3〕 保有目的区分の変更（第 75 項から第 83 項参照）

- (7) 保有目的区分が現行どおりに継続した場合、実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の処理は今後も維持すべきでしょうか、見直すべきでしょうか。
- (8) 特に、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替の要件について、どのように考えますか。
- (9) 区分間の振替に関して、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義（意思決定との関連性）と恣意性の排除（信頼性）のバランスを踏まえて、また、ヘッジ会計との関連も含めて総合的に見直す必要がありますか。

- 質問(7)に対しては、今後も維持すべきとするコメントが多数寄せられた。その主な理由は以下のようなものであった。

- (1) 企業を取り巻く経営環境は時々刻々と変動するため、企業の投資方針が金融商品

の保有期間の途中で変更されることは十分起こり得ることであり、債券の保有目的の区分の変更を可能とすることは実務上必須である。

(2) 企業が保有目的の変更を行うことが合理的である限りにおいては、保有目的の変更を会計処理上も反映させることが合理的である。一方、このような変更が合理的であるような状況は稀であると考えられ、企業が安易に、恣意的に振替を行うことがないような規定とする必要がある。

(3) 公正価値による振替が行われる限り、大きな弊害はない。

- これに対し、国際的な会計基準の動向に応じて検討すべきという意見、さらには、恣意性の排除、会計基準の信頼性の確保などの理由から、維持すべきでないとする意見もいくつか寄せられている。
- なお、質問(9)に対するほぼすべてのコメントは、総合的に見直すべきとするものであった。

5. 関連する IASB の動向（IFRS 第 9 号「金融商品」）

IASB は、平成 21 年（2009 年）11 月 12 日に IFRS 第 9 号「金融商品」（以下、「IFRS9」という。）を公表している。これは、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるプロジェクトの第 1 フェーズとして、IASB から今年 7 月に公表された公開草案「金融商品：分類及び測定」（以下「IASB の ED」という。）が最終化されたものである。

- IFRS9 は、当面、金融資産のみを対象とし、測定方法の観点から、金融資産を公正価値と償却原価の 2 つに分類している。具体的には以下のとおりであり、現行の売却可能区分、満期保有投資の区分は維持されていない。

対 象	測定方法	評価差額
1. 下記以外の金融商品（含、トレーディング目的）	公正価値	損益
2. 持分金融商品への投資のうち、企業が任意に選択（除、トレーディング目的）		その他の包括利益(OCI)
3. 次の 2 要件を満たす金融資産 ① 事業モデルの目的が、契約 CF を回収するために金融資産を保有することであること。 ② 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に関する利息のみの CF がある特定日に生じること。	償却原価	N/A

- 当初、IASB の ED では分類間の振替を禁止することが提案されていた。その理由として、2008 年 10 月の IAS 第 39 号改正において一部の分類間の振替が許容されたが、その際に要求される開示が幅広く一貫して適用されておらず、比較可能性を損なったとの主張が財務諸表利用者から寄せられたことを挙げている。また、いくつかの企業においては将来の公正価値の利得及び損失が純損益に影響を与える時期を操作することを可能にした

との指摘もあった。このように、振替を許容又は要求することは、財務諸表利用者の理解を容易にしないとの認識が IASB にあった。

- このような提案に対して、当委員会から IASB の ED に対して提出したコメントでは、企業が事業モデルを大幅に転換した場合には、振替を認めざるを得ないと考えられている。コメント締切後の IASB の検討においても、基本的にその方向で議論がなされ、金融資産を管理する事業モデルの変更時に、振替が要求されることとなっている。

6. 考え方

現在、国際的には金融商品会計の見直しが進んでおり、現行と異なる分類の枠組みが固まりつつある中で、実務対応報告第 26 号の取扱いをどのように見直すのかが問題となる。

この点、実務対応報告第 26 号は当時の金融市場の混乱を背景として開発されたが、適用期限を平成 22 年 3 月末に迎えること、当初より適用事例が少数に留まっていて今後もニーズは乏しいと考えられることから、実務対応報告第 26 号の適用期限を延長しないことが考えられる。

11 月 17 日に開催された第 59 回金融商品専門委員会において、実務対応報告第 26 号を延長しない場合の実務上の支障の有無等について、確認したところ、次のような意見があった。

- ✓ 適用期限を延長しなかったとしても、現在の経済環境下においては実務上の支障はない（複数の専門委員から）。
- ✓ 新しい金融商品会計基準の開発が完了するまでに同じような経済状況に陥った場合のことを考えると、（保険的に）延長することも考えられるのではないか。
- ✓ 実務対応報告第 26 号では、保有区分の変更を行った場合の開示を詳細に求めており、適用期限を延長しない場合には、何らかの手当てが必要となるのではないか。

以 上